第二十二号の二様式第二部第1の4を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の3の次に次のように加える。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間	第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日関東財務局長に提出	
5【外国会社半期報告書及びその補足書類】	
計算期間	第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
平成　年　月　日関東財務局長に提出	

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日（平成　年　月　日）までに、外国会社臨時報告書を平成　年　月　日に関東財務局長に提出

第二十二号の二様式第二部第2中【参照書類の補完情報】を【参照書類の補完情報】(8)」に改め、同様式記載上の注意⑺ａ中「臨時報告書」の次に「又は外国会社臨時報告書」を加え、同記載上の注意に次のように加える。

(8)　参照書類の補完情報

ａ　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の３第３項第３号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

第二十五号の二様式記載上の注意(1)に次のように加える。

ｇ　この「記載上の注意」は、第四号の二様式により有価証券届出書を提出する場合について定めたものであり、有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出するときには、これに準じて記載すること。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（行使による株券等の買付け等が適用対象となる新株予約権）

第二条の二の二　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する新株予約権とする。

一　株券等の買付け等を行う者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

二　当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

三　当該新株予約権に係る新株予約権証券の募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

第二条の三第一項中「令第六条の二第一項第四号」を「同項第四号」に改め、「ある場合」の下に「（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前二号に掲げる有価証券であるもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

第二条の四第二項中「該当していた者」の下に「（当該特定買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）」を加える。

第二条の五第二項第一号中「法第二十七条の二第八項第二号」を「同項第二号」に改め、同号イ中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第三条第一項中「ただし書に規定する」の下に「同条第七項第一号に掲げる者のうち」を、「関係にある者」の下に「（その者が当該株券等の発行者であって、当該株券等が第二条の三第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合を除く。）」を加える。

第七条第一項第二号中「引受けの場合」の下に「（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）」を、「払込期日の翌日以後」の下に「、同号に掲げるものを行う場合にあっては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後」を加え、同号に次のように加える。

イ　法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券　当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第六条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「引受けの場合」の下に「（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）」を、「払込期日の翌日以後」の下に「、同号に掲げるものを行う場合にあっては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後」を加え、同号に次のように加える。

イ　法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券　当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条及び第十七条において同じ。）を経過した日

ロ　法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して当該新株予約権を行使することにより取得した株券等　当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日を経過した日

第四条第五号中「（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）」を削る。